

同 五枚 拾萬石以上
同 三枚 五萬石以上

長橋殿以下御局上臈等江ハ各可依家例者也

榊原式部大輔月卿雲客江進物之格

親王攝家大臣江蠟燭各二百挺

大中納言江白銀五枚宛 干鯛一箱宛 宰相三位江白銀三枚宛 干鯛一箱宛

殿上人江同貳枚宛 干鯛同斷 兩局江金子三百疋宛

十二日、將軍家使者、三家使者參内、十三日、兩簾中使者、并金澤宰相中將綱紀、土屋相摸守政直、秋

元但馬守喬知、本多伯耆守正永、大久保加賀守忠増、井上河内守正岑、井伊掃部頭直治、松平肥後守

正容、松平讚岐守頼豐、松平下總守忠雅、間部越前守詮房、本多中務大輔忠良、松平紀伊守信滋、土岐

伊豫守頼隆、右各使者を以賀之、即日勅答有之、十五日、國主城主侍從以四品五十壹人、各以使者賀之、

十八日、五位之諸大夫四拾一人、各以使者賀之、右十五日十八日兩日之勅答ハ、高野殿藤谷殿之

亭エ諸國之使者を召て被仰渡也、廿五日、松平備後守利章使者山川總左衛門ヲ以、即位ヲ賀シ

奉ル、即勅答有之、略〇節

〔浚明院殿御實記ハ〕寶曆十三年十月、この月仰下されしは、こたび御即位〇後あるにて、諸大名

より京へ使進らする事は、來る十一月十九日まで赴かしむべし、使臣着到の上不日に其事つか

ふまつる事もあるべければ、捧げ物等其こゝろすべし、服産穢の輩たり共憚りなくたてまつる

べし、又御即位にて禁裏女院をはじめ、親王准后にも物進らするとき、攝政殿傳奏衆、并に長橋

局其外にも贈遺なりしか、各家の舊例を注記してきこえ上べし、尤贈遺せざる家は、その趣を記

し出すべし、各邸の使臣禁中においてつかふまつるさまは、參著の後に令せらるべしとなり、